

我が国における会計監査制度のあり方

戸田容弘

目 次

- I はじめに
- II 会社法改正試案の目的
- III 我が国における正規監査の史的考察
- IV 監査の必要性
- V 小規模会社の特質
- VI 会計指導について
- VII おわりに

I はじめに

職業的専門家である公認会計士による監査制度もすでに30年以上も経過し、この間に蓄積された監査実務経験は誠に貴重なものである。しかし、その監査制度も、「すべてのシステムと同じように、その環境の変化にさらされている。そのような環境のなかで、監査制度が存続し、さらに発展していくためには、環境を変えていくことも必要であるが、より積極的に自らを環境に適応させていくことも必要である。」^①

我が国も高度情報化社会、高齢化社会、国際化社会、高学歴社会などと呼ばれるように、ますます社会が多様化するようになると、そのような多様化に対応して、社会的ニーズも多様化してくる。「監査に対する社会的ニーズも、過去の尺度をもって測れないほど多様化しているとみるべきであり、監査も、これに対して積極的に適切な措置を講じなければならないということである。」^②すなわち、監査制度も、このような環境変化に対応して、自ら多様化することが必要である。社会的ニーズに対応して、すでに中間財務諸表監査制度、連結

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

財務諸表監査制度、商法による会計監査人監査制度が実現している。

昭和61年5月、法務省民事局から公表された「商法・有限会社法改正試案」（以下・試案とよぶ。）は、経済実態と法律との乖離を見直し、実態に即した法制度に改めようとするものである。その中で中小会社の監査制度もまさに社会的ニーズに応えるために提案されたものといえる。計算の公開を行うには、計算の適正化が前提であり、そのためには計算内容が十分に信頼しうることの保証が必要である。このための制度が専門家による計算内容の監査（調査）制度である。

「これまでの伝統的な財務諸表監査制度とは異なる水準の保証を行なうようになり、さらに大企業の財務諸表ばかりでなく中小会社の財務諸表まで監査が行われるようになると、監査が分化することになる。このような監査の分化にしたがって、より特殊的かつ具体的な監査基準が分化することが必要になる。他方において、これらの多くの監査のすべてが伝統的な監査機能の拡張として生じてきたものであるので、これらを統合するより一般的な概念すなわち広義の監査概念が必要になる。」^③

注

- ① 森實「監査制度の進展と監査基準」 企業会計 1986年4月号 49ページ。
- ② 三澤一「社会的ニーズに応える監査」 会計ジャーナル 1986年9月号 94ページ。
- ③ 森實「前掲論文」 49ページ。

II 会社法改正試案の目的

試案の中で焦点の一つは、「中小企業の監査問題」である。それは、中小会社に適した法制を考慮することを意味する。

企業の大小にかかわらず、監査が必要とされる理由は、大多数の企業が物的有限責任の会社であることにもとづいている。会社における債権者にとっては会社の財産が唯一の担保であり、企業の財政状態は、常に適正に計算されるこ

とが必要である。それによって、企業の実態を明確に把握することが可能である。その結果、物的有限責任を担保する制度がその機能を果し、制度の目的である債権者保護が有効に働くことになる。

計算の適正化・明確化は、物的有限責任を支える基本的条件であり、そのためにはどうしても確保することが要求される条件である。

計算の適正化・明確化の為には、「公正妥当な会計基準」が必要である。企業の財務諸表が「公正妥当な会計基準」に基づいて作成されているかどうかを確認するためには、企業の計算に対して、企業とは独立した第三者のチェックが必要である。第三者たる監査人が、一定の監査手続を実施し、その結果に基づいて判断し、意見を表明すること、これが会計監査である。会計監査によって、計算の適正化・明確化が保証され、正確な開示が確保される。

「試案」では、会計監査人の監査について次のように提案している（四の3 a, b）。

（会計監査人による監査）

3 a 商法特例法2条の基準に該当する株式会社及び有限会社は、会計監査人の監査を受けなければならない。

（注）商法特例法2条の基準（資本基準及び負債基準）を修正して会計監査人の監査を受けなければならない会社の範囲を拡大することについては、4の取扱い等との関連で、なお検討する。

b a又は一定の基準（例えば資本金1億円未満かつ負債総額10億円未満。二1aただし書参照）に該当する株式会社以外の株式会社は、定款で、会計監査人の監査を受ける旨を定めることができる。

さらに、「試案」では、会計調査人による調査の制度の創設について次のように提案している（四の4 a, b, c, d）。

（会計調査人による調査）

4 a 株式会社で会計監査人の監査を受けないものは、その計算に関し会計調査人による調査を受けなければならない。ただし、資本金3,000万円未満かつ負債総額3億円未満のものは、調査を省略することができる。

b 一定の基準（例えば資本金1億円以上又は負債総額10億円以上。二1bただし書参照）に該当する有限会社で会計監査人の監査を受けないものは、会計調査人の調査を受けなければならない。

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

- (注) b以外の有限会社に任意調査を認めることについては、その方向でなお検討する。
- c 会計調査人による調査は、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」(商法33条2項参照)を報告することを目的とする。
 - d 会計調査人の基本的な資格は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とする。

III 我が国における正規監査の史的考察

我が国における正規監査の発展の経緯は、戦後のいわゆる制度監査から出発し、その後貴重な経験を経て歴史的に形成されてきたのである。昭和26年から31年まで、証券取引法に基づく監査が運用される会社に対し、会計制度の整備運用状況に関する監査を主目的とした制度監査が行われた。この制度監査は、公認会計士による正規監査の導入に際しての種々の摩擦等を回避する見地から行われ、正規監査導入のための準備手続として位置づけられた。このような制度監査については、これにより会計制度の円滑な整備が図られ、また正規監査の導入に際し無用の混乱を避けることができたとの評価が一般に行われていた。しかし他方で正規監査の早期実施を求める意見もみられた。昭和32年から正規監査に移行したが、その際にも依然として漸進的導入論が唱えられていた。当時の監査実施準則及び監査報告準則においては、売掛金の確認、棚卸の立会等は「特に必要ある場合に」行うこととされ、また「正当な理由による期間利益の平準化又は企業の堅実性を得るために行われる」^①継続性の変更については不適正意見を表明しないこととされた。

昭和25年9月に発表された「監査基準」をうけて、昭和26年3月には、「財務書類の監査証明に関する規則」が制定され、いわゆる財務諸表監査制度実施の態勢は、ともかくも、とのえられるにいたったが、その実施は、いくつかの段階をふんでいった。

(1) 初年度監査

「監査証明規則」が適用される最初の事業年度にかかる財務書類にたいする監査証明（いわゆる初年度監査）は、「監査証明規則」の取扱通達である「監査証明の実施について」（昭和26年7月25日・証券取引委員会），ならびに，「会計制度監査準則」（会計監査基準懇談会決定）によって実施された。この初年度監査は，従来まったく経験のなかったところに行なわれる会計士監査であったので，依頼人たる会社と実施人たる会計士の儀性と負担を考え，無用な摩擦を避けるため，いわゆる会計制度監査なる特徴をうちだしたのである。すなわち，正規の財務諸表監査の実施にさきだち，会計制度の整備および運用の状況を，6項目にわたって検討することとし，その手続としては，関係書類の閲覧，職員にたいする質問，現場の視察，帳簿の試査などに限定し，したがって，会計士が表明すべき意見も，会社の会計制度が適正に確立され，かつ，有効に運用されているかどうかにかんする意見にとどめた。会計制度監査は，基礎調査（7日以内），期中監査（毎月2日以内），期末監査（7日以内）の三種に区分され，けっきょく，監査日数は一事業年度につき22日以内とされ，また，監査人員は公認会計士1名および補助者1名合計2名とされた。なお，基礎調査，期中監査，期末監査において実施るべき手続などは，きわめて詳細に「準則」^②に規定されている。

この初年度監査の具体的内容を定めるに当つて採用された方式は，その後も踏襲され，いわゆる法定監査における一つの特長ともなっている。初年度監査は何分にも全く初めての経験であり，このため，監査人たる公認会計士，ならびに，被監査会社が個別的に監査内容を協定することが困難であると予想された。そこで，証券取引委員会は，関係者の代表である日本公認会計士協会ならびに経済団体連合会，および，先に「監査基準」と「監査実施準則」を発表して会計監査の理論に関する主導権を握っていた企業会計基準審議会の三者が，初年度監査について協議し，その上で具体的な内容をとりきめることを要望した。かくして，昭和26年3月16日，三者の協議団体として，会計監査基準懇談会が発足し，第一回の会合が開かれた。会計監査基準懇談会で決定した「会計

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

「制度監査準則」は、初年度監査に直接関係する当事者が守るべき基準となるべきものであり、証券取引委員会もまた、これをほとんどそのまま採択して、法文化することとなった。証券取引委員会事務局長の通牒として出された「監査証明の実施について」が、これであるが、このような審議の方式は、その後も引続いて採用されたのである。初年度監査は被監査会社にとっての初度監査だったばかりでなく、監査人たる公認会計士にとっても、我が国の経済社会にとっても、すべての人々にとっての初度監査であったため、特にこのような慎重な配慮がなされたのであった。初年度監査は、被監査会社における会計制度の整備および運用の状況を検査するにとどめ、監査報告も会計制度の適否に関する職業的専門家としてのそれに限定されることとなった。^③

正規監査の第一年度は制度監査であった。「元来会計制度が正確かどうかまたそれが有効に運用されているかどうかは正規の監査についても先ずやらなければならぬことなので、この方法は監査の前半を実行することになる。それのみでなく、終戦後とかく素れ勝ちであった会計経理制度の確立は急務でもあり、会社側においても希望しているところであった。」^④のである。

(2) 次年度監査

初年度監査に引き続くつぎの事業年度（すなわち、昭和27年1月1日以降に始まる事業年度）にかかる監査証明は、次年度監査と呼ばれるが、この場合にも「次年度監査について」（昭和27年3月22日・証券取引委員会）、ならびに、その取扱要領である「財務諸表の検討について」（昭和27年4月28日・証券取引委員会）および「次年度監査準則」（会計監査基準懇談会決定）が、その基本方針と実施要領を規定している。すなわち、次年度監査も初年度監査に引き続き、会社の定める会計制度の運用状況を検査するにとどめて、正規の監査に及ばないことは変わらないが、検査すべき事項の内容に若干の変化があり、かつ、その手続として、実査・確認・立会等の監査手続をも、あわせ行なうことが定められたほか、財務諸表の形式的事項の検討にかんする細目が規定されることとなった。実施要領については、基礎調査が省略されて、期中監査18日・

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

期末監査4日とされたが、人員や日数の制限については、初年度監査と同様に⁽⁵⁾なっている。

次年度ももう一度足踏みをしてはどうかということになったが、「次年度監査」は初年度監査から一步を進め「会計制度の運用状況の検査」について行う⁽⁶⁾ことになったのである。

次年度監査の特長は、初年度における会計制度監査の延長として行われたということにある。第2回目の法定監査が会計制度監査として行われた理由は、恐らく、初年度監査の実施状況にかんがみ、法定監査制度の漸進的な育成発展⁽⁷⁾をはかることが妥当であるという見解に求められた。

(3) 第三次監査

第三次の監査証明は、「第三次監査の実施について」（昭和27年11月20日・大蔵省理財局長通達），ならびに、「第三次監査準則」（会計監査基準懇談会決定）によって行なわれたが、この第三次監査は、種々の点で、興味ある問題を提供している。すでにこのころ、監査証明制度にたいする批判が表面化し、制度の意義自体が問題とされたため、制度監査から正規の監査へ移行しようとする少數意見と、制度監査を継続してゆこうとする多数意見とが対立するにいたったのである。ともあれ、苦悶のなかから生まれた第三次監査は、依然として制度監査を継続する方針をとり、おおむね次年度監査を踏襲することとなった。ここに注意すべきことは、第三次監査にいたり、会社の会計制度を充実する意味において、必要ある場合には、会計士が有効適切なる助言勧告を行なうとともに、とくに内部監査制度の確立のため、会計士が会社に対して積極的に指導協力すべしという方針が主張されたことであった。その理由として述べられているのは、①会計制度の維持改良はむしろ内部監査にまつこと、②正規の監査へ移行すれば制度監査の大半は内部監査に委譲されること、③会計士監査の料金と日数の制限を考えて内部監査の協力が必要であることの三点である。⁽⁸⁾いずれも重要であるが、とくに第二点の意義は充分に留意さるべきであろう。

第三次監査を、またまた会計制度監査として行うについては、「第三次監査

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

「準則」において、次のように説明されている。「証券取引法に基づく外部監査制度は、発足してからすでに二事業年度を経過した。いまここに第三年度目を迎えるに当って、その基本方針を如何に定めるかが問題となっている。一部には、ただちに正規の監査へ移行すべしという要望もないではない。しかしながら一般の意見を総合するに、なお制度監査の継続を希望する声が圧倒的に大である。制度の改革充実は1年半歳の短時日を以てなるものではない。性急に過去の慣習を改め、新規の制度を導入することは、経費の負担を増大せしめ、種々の摩擦を誘発する等、幾多の困難を伴うものであって、その完成には、今後なお相当の時日を要することであろう。」被監査会社における会計制度の整備には、藉るに時をもってしなければならず、従って、あと半年を制度監査として行うことによって、一そう、これを促進せしめようとしたのである。「会社の会計制度を充実する意味において、特に内部監査制度確立の問題が重要視されねばならない」ということを主張したこととは、充分の注意を払う必要があるであろう。第三次監査を会計制度監査として行い、かつ内部監査制度の確立に重点をおいたことは、正規の監査への移行についての障害の除去を意図するものであったともいえるのである。第三次監査を会計制度監査として行うに至った理由につき、「準則」が次のように述べていることに注意すべきであろう。

「今直ちに正規の財務諸表監査を実施せんとするならば、監査人員および監査日数を大幅に増加せしめる必要があることはいうまでもない。だが、現在の状況の下においては監査責任者は補助者を必要な人数だけ容易に調達しうるかどうかが問題である。わが国のとく、訓練された補助者の数が少なく、かつ、多数の会社の決算日が重なるところでは、特に、この問題を慎重に考慮しなければならない。また、監査日数と監査人員の増加にともなって、監査料金が増額さるべきことは当然であるが、会社がこの費用の負担に耐えうるかどうかも問題である。殊に監査に対する社会的認識の低いわが国においては、料金問題は軽視さるべきではない。これら諸般の事情より判断して、今日直ちに正規の監査を一般に実施することは時期尚早であり、第三年度においても、なお制度監査を継続することが妥当であると認められる。」^⑨

(4) 第四次監査

昭和28年1月1日に始まる事業年度の財務諸表にかんする第四次監査にいたって、いわゆる法定監査は、ついに大きく前進することになった。すなわち、「財務書類の監査証明について」（昭和28年5月7日・大蔵省理財局長通達）ならびに「『財務書類の監査証明について』に関する申合せ」（会計監査基準懇談会決定）は、基礎監査と正常監査の二つを区別し、初年度監査から第三次監査にいたる制度監査を基礎監査の構想にふくませ、これを終了したものについて正常監査を実施することとなったのである。しかしながら、正常監査といつても、その内容は「会計制度の運用状況の監査の外、原則として財務諸表の重要な項目の監査」にすぎず、正規の財務諸表監査とは、へだたるところ遠いものがあった。ただ、正常監査への道が開かれ、また、基礎監査をうけなければならない会社が、正常監査をうけることを適當と認める場合には、正常監査による監査証明を行ないうることが認められたことは、三事業年度にわたって、制度監査に低迷した会計監査がようやく発展の出発点についたことを意味するといえよう。正常監査は、基礎監査において監査すべき事項を、とうぜんに監査するのであるが、そのほかに、1. 財務諸表に表示さるべき重要な項目にかんする帳簿残高が適正であるかどうか、2. 財務諸表の用語、様式または作成方法が法令等の定めるところに従っているかどうかの二つについて監査すべきものとされた。監査手続としては、関係書類の閲覧、職員等にたいする質問、現場の視察、証憑書類による帳簿の試査等を行うほか、必要に応じて実査・確認・立会等を併用することができる。監査人員は補助者をふくめて二名であるが、監査日数は22日の枠のなかで、期中監査16日、期末監査6日とされた。この場合、監査の対象となる財務諸表の重要項目は、現金・預金・手形債権・有価証券・社債・および長期借入金の5項目であり、それ以外の項目の追加は、当事者の協議にゆだねられた。また、これらの重要項目以外の項目については、その形式的事項が法令の定めるところに従っているか否かの検討にとどめられて^⑩いる。

第四次監査は、第五次監査の開始日とされた昭和30年1月1日まで継続して

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

行われ、結局、2年間にわたって実施されるに至った。第四次監査における最大の特長は、基礎監査と正常監査が明確に区別され、正常監査が正規の監査に一歩近づいたものとして行われたこと求められるであろう。^⑪

この「第四次監査」が実施に移されるや、昭和29年にはいわゆる造船疑惑事件が起き世間の注目を集め、社会的に大企業の経理の明朗化、会計監査の必要性が強く認識されるようになった。また大企業の破綻、倒産事件が相次ぎ、その簿外負債や不良ないし架空債権の存在が明らかになり、倒産に至らないまでも、しばしば資産内容の弱体化が伝えられた。そこで公認会計士協会と経団連側と協議の結果、昭和30年1月1日以後に始まる事業年度に係る監査については、第五次監査として（昭和28年5月大蔵省理財局長通牒）「財務書類の監査証明について」に基づき「基礎監査」および「正常監査」として実施することになったのであった。^⑫

(5) 第五次監査

昭和30年1月1日以降に開始される事業年度から実施された第五次監査は、おおむね第四次監査で主張された線にそいながら、二・三の点についての改正が行なわれ、しだいに、正規の監査へ移行するきざしを見せることとなった。会計監査基準懇談会の作成した「『財務書類の監査証明について』に関する申合せ」ならびに、その趣旨をうけた「『財務書類の監査証明について』の細目の取扱について」（昭和30年2月15日・大蔵省理財局長通達）は、第五次監査の詳細を規定しているが、第四次監査（ただし、正常監査）に比較して改められた点は、つぎの三つである。

1. 監査すべき事項の拡充

第四次監査の項目は大幅に拡充され、流動資産・投資・流動負債・固定負債の諸項目に属する約30の科目は、財務諸表規則によって区分掲記を要すると否とを問わず、昭和30年1月1日以後に始まる第1回目の事業年度において、すくなくとも監査の対象とし、また、第2回目の事業年度以後は、前の事業年度において監査した科目のうち、比較的重要性の小さいものを除くとともに、あ

らに重要項目を加えてゆき、最終の事業年度においては、重要性の大なるすべての項目を監査することとなった。

2. 期中監査の対象における若干の変更

3. 監査報告書には、会計年度の監査と貸借対照表項目の監査の結果を総合した意見を記載するものとするが、監査の過程において重大な欠陥を発見したときは、意見表明の差控を行なうことができることとなった。ここにいう重大な欠陥とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にいちじるしく反した会計処理、ないしは、会計常識を逸脱したごとき不合理な会計処理などをいうのであるが、その具体的な内容については、詳細に論ぜらるべき多くの問題を残しているといわなければならない。⁽¹³⁾

第五次監査においても、法定監査は基礎監査と正常監査に区別されているが、基礎監査については、監査補助者に関する規定が新設されたこと、ならびに、監査に関する報告書様式が変更されたことを除いて、ほぼ同様である。これに対し、正常監査は正規の監査へ近づくという意図の下に行われることとなつたので、第四次監査に比して、内容的に相当の変化を見るに至つた。第五次監査の正常監査における最大の特長の第一は、監査すべき事項の大幅な拡充に求めることができる。第二の特長は、監査人の作成する監査報告書の意見の記載方法に求められる。すなわち、監査の過程において、重大な欠陥（会計常識を逸脱した如き不合理な会計処理等、もしくは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に著しく反した会計処理等）が発見された場合には、公認会計士は、監査報告書に意見の表明を差し控える旨の記載を行うことができ、この場合には、一般投資家に発表することなく直接に大蔵大臣に提出する監査概要書に、その内容を明示することとなつた。⁽¹⁴⁾

こうして苦しい経験と経過を経て31年から正規の財務諸表監査を実施するに至つた。

「このようにして正規の財務諸表監査が軌道にのつたのは、昭和31年2月11日に大蔵省と経済団体連合会との間に『昭和32年1月1日以後に始まる事業年度から法的措置を講ずると否とにかかわらず、証券取引法の規定による正規の

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

監査を実施する』との覚書が取り交わされたことによって、一つの転機を迎えることになった。」^⑯

注

- ① 企業会計審議会特別部会「小規模会社に対する外部監査にかかる実態調査報告」昭和60年7月18日
- ② 江村稔「財務諸表監査——理論と構造」 国元書房 昭和42年 153ページ～154ページ。
- ③ 江村稔「正規の監査業務」 白桃書房 昭和32年 17ページ～22ページ。
- ④ 太田哲三「近代会計侧面誌」 中央経済社 昭和43年 230ページ。
- ⑤ 江村稔「財務諸表監査——理論と構造」 155ページ。
- ⑥ 西野嘉一郎「現代会計監査制度発展史」 第一法規 昭和60年 111ページ。
- ⑦ 江村稔「正規の監査業務」 24ページ。
- ⑧ 江村稔「財務諸表監査——理論と構造」 155ページ～156ページ。
- ⑨ 江村稔「正規の監査業務」 23ページ～29ページ。
- ⑩ 江村稔「財務諸表監査——理論と構造」 156ページ～157ページ。
- ⑪ 江村稔「正規の監査業務」 30ページ～32ページ。
- ⑫ 西野嘉一郎「前掲書」 112ページ。
- ⑬ 江村稔「財務諸表監査——理論と構造」 158ページ～159ページ。
- ⑭ 江村稔「正規の監査業務」 53ページ～70ページ。
- ⑮ 西野嘉一郎「前掲書」 113ページ。

IV 監査の必要性

株式会社・有限会社の特色は、株主・社員が有限責任しか負わないということである。会社は、有限責任制度のメリットを受ける代償として、債権者を保護するための特別な法規制を受けなければならない。債権者を保護する制度の一つとして、適正な経理の公開が必要である。「適正なディスクロージャーとなるためには監査が必須の前提条件となる。かくして、適正なディスクロージャーの前提条件である監査は、企業主が間接有限責任制度のメリットを享受するための社会的コストとして、法的に負担させられるべきものといえるのであって、そのこと自体は、物的会社である以上会社の規模の大小にはかかわりの

ないことがらである。」^①

「経理あるところに監査あり」といわれるよう、経理の公開に際して経理内容が信頼できるための制度的保障が必要である。「誤った計算書類を信頼してしまって商取引をした善意の第三者が不測の損害をこうむることとなつてしまふので、経理の公開には、外部の専門家による関与を欠くことはできない。」^②

つまり、監査とは、人間の行為を、他の人間が認定することであり、第三者的立場から客観的なされなければならない。すなわち、職業的専門家としての有資格者によってなされなければならない。

「試案」では、会計監査人の監査を受けない株式会社及び有限会社で一定規模以上のものに対して会計調査人による調査を強制することを提案している（四4a, b）。会計調査人となる資格は公認会計士、監査法人のほか会計士補及び税理士にも認めるという提案をしている（四4d及び（注））。

調査は、貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されないと認められるかどうかを確認するため、相当の帳簿組織が整備されていることを確認し、会計帳簿の記載につき期末における財産の実在性と負債の網羅性及び期中における取引事実等との対応が一応認められるかどうかを吟味し、貸借対照表及び損益計算書の記載と会計帳簿の記載との間に重要な不一致がないことを確認する。調査人は調査を通じて一応の検証をすべき相当の注意義務を負うのであるが、「試案」において、それは、正規の監査に比し、全体としてのそのレベルを下げたもので、一応の確からしさを確認すればよいとされる。そして、実際にどの程度の調査を行うかは調査人がその注意義務に従って判断することとすべきであるとしている。

ところで、提案されている調査は有効にその機能を果たしうるであろうか。

「調査は、計算書類について相当の会計帳簿に基づいて作成されているという担保を与えようとするものであり、その基本的機能は監査と同じである。」^③

ところが、「試案」では、調査の対象も、方法も限定していない。「正規の監査」と同じ範囲の対象に関して、「正規の監査」と同じ方法を適用して調査を行うものとし、調査の実施に当たり、「正規の監査」よりもレベルダウンした

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

「一応の確からしさ」を確認すればよいとされる。ところが、「妥当と考えられる調査意見を報告しうるかに関しては実務上、合理的、統一的、具体的な基準は設定しがたい。そこで個々の調査担当者の判断に依存して、調査の手続の適用範囲を定める制度が実現するとすれば、調査の質的水準は調査人の主観に影響され、企業間の統一性を欠き、各社の計算書類の信頼性を安易に保証する結果を招くことになる。」^④

このように、「試案」では、レベルの具体的設定は明示せずに、調査人の注意義務により判断することとしているが、このことは、実務に過酷な負担を強いるものといわざるをえない。そして、「会計調査の対象たる計算書類の適正性がどの程度保証されていると考えてよいか、利用者による確たる評価がなされず、会計調査報告書に対する社会的不信用が招来され、中小会社に対する商法監査は衰退し、形骸化の道を辿ることにならざるをえない。中小会社の監査が有効性を保ちその機能を発揮するためには会計監査人がその監査を担当し、一定の質の高い監査を持続し、監査報告に対する社会の信頼性を勝ちとる努力をしなければならない。」^⑤

調査の担当者は監査専門家として十分な知識と経験を必要とし、監査手続を合理的に適用する高度な専門的監査能力を有していることが必要である。

会計士補、税理士は、会計の専門家ではあるが、必ずしも監査の専門家ではない。

「会計調査は本来的な監査でなく、簡易を旨とする略式監査であるから担当資格者として会計士補や税理士を動員してやらせようという考え方は間違っている。簡易監査の如きはむしろ監査のベテランを煩わすべき難事なのだということを知らない者の浅慮に外ならない。」^⑥

監査を中小会社にまで拡大するとすれば、監査対象会社は大幅に増加することになる。その為には、監査担当者の数を増やすなければならない。

監査担当者の量的拡大については、十分な配慮が必要である。「信頼し得る会計士の育成という重要な仕事を妨げるような政治的考慮も妥協もこれを許すべきではない。会計士の恐しい欠乏も、これを標準の引下げによって満しては

ならない。……将来、公認会計士の称号は公衆、税務署、外国の投資家およびその他関係者が、その会計能力と高潔な人格とを信頼できるような者に限って、少しづつ与えられるようにしなくてはならない。」^⑦

注

- ① 倉沢康一郎「法律学者の立場から会社法改正試案を考える」 会計ジャーナル 1986年9月号 33ページ。
- ② 河合秀敏「限定監査」 企業会計 1985年12月号 13ページ。
- ③ 番場嘉一郎「会計監査制度の有効性を堅持せよ」 会計ジャーナル 1986年10月号 6ページ。
- ④ 番場嘉一郎「前掲論文」 6ページ。
- ⑤ 同 6ページ～7ページ。
- ⑥ 同 7ページ。
- ⑦ 「公認会計士制度二十五年史資料編Ⅱ」 第2, 4(1)参照 147ページ。

V 小規模会社の特質

小規模会社は、所有と経営が未分離の状態が多く、そのため、オーナー経営者による経営支配が行われることが多い。その結果、オーナー経営者によって内部統制が完全に無視されるようなことがまま起こりやすい。又、通常、従業員の数も少ないため、職務の分離が十分でなく、内部牽制効果を期待することができない場合が多い。

その結果、不正・不当な取引が生じやすく、意図的に取引事実が会計記録から除外されることもある。

「小規模会社については、次のとき問題が存する。まず第一に小規模会社は社会的に及ぼす影響力が小さいとの理由から、商法や有限会社法の規定を無視し、これに従わないことがあっても、あまり社会的に問題にされることがない。……つまり小規模会社にあっては、取締役等に遵法精神が乏しいという現実を数多く見かけるのである。

第二に、計算およびその公開に関しては、法律に従った厳密な処理が行われ

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

ているとは限らず、しかも会計の専門家でないことが多い監査役が、社内的に実質的地位の高い取締役の作成した計算書類を厳密に監査しているとは考えられないために、会計報告書の適法性、適正性などは担保されているとはいえない状態にある。その結果、小規模会社の作成し、公開する計算書類の信頼性や有用性には問題のある場合が少なくないのである。

第三に、前述のごとく、小規模会社とはいえる、株式会社および有限会社は有限責任制であるために、倒産した場合には、取引先や債権者に損害を及ぼすことは必定である。大規模会社に比較して、それが社会的に及ぼす影響は相対的に小さいとはいえ、企業をめぐる利害関係者に損害を与えるという事実は、これを軽視することができない。しかも倒産や経営不振と計算書類の信頼性や有用性の欠陥とは密接な関連をもっている。たとえば、貸借対照表や損益計算書が企業の財務状態や経営成績の実態を表わさない場合には、経営者はこれを用いての正しい経営戦略や戦術に関する経済的意思決定を行うことができず、経営上の失敗をもたらす危険性が大となる。^①」

以上のように、我国の小規模会社は、種々の特長や問題点をもっている。小規模会社が正確なかつ合理的な経営を行い、小規模会社をとりまく利害関係者を保護するためには、ディスクロージャー制度を通じて、会計制度の改善をすることが必要である。

「会計制度とは、会計行動、すなわち会計処理および報告活動ならびにその結果としての財務諸表の適正性ないし適法性を評価する会計監査とを一体化した企業会計の全体的システムを意味している。会計行動を指導し、方向づけるものは会計基準である。^②」

小規模会社の外部監査が実施される場合、外部監査人の責任の在り方を明確にすべきである。この場合、正規の監査の場合における会計監査人の責任と異なるものではない。

「監査制度が確立し、それが有効に機能するためには、監査人の特定とその独立性確保の条件の設定、被監査側の受入体制の整備、監査人による判断のための基準の明確化が不可欠である。これらの基本的要請を明らかにし、監査の

③

実施報告とその水準を統一化することが必要である。」

財務諸表は、会計の慣行から生じた一般的な会計報告の様式であって、法律ごとにその内容が異なるものではない。商法の場合、商法第32条第2項「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」によって、実質的に会計や財務諸表の一元化が行われている。「したがって、商法の趣旨・目的からくる特別の事項や重点、商法独自の営業報告書・附属明細書の事項を除けば、監査基準においても商法監査についての監査基準を別に設定する必要はない。商法独自の部分については、追加的な別記ないし別の監査基準を補足することが妥当である。」^④

小規模会社の特質として、内部統制制度が不備であることが指摘される。内部統制は費用と効果との裁量で勘案されるため、その確立が遅れてしまっている。

「そこで中小企業にはこのような内部統制が不備のままでよいのか。中小会社には中小会社なりの内部統制が制度として必要なのかどうかの問題となる。中小会社経理の社会性の増大と言う背景を考えるとき、ここにも内部統制制度が不在であって良い筈がないのである。しかし中小企業に経済性をそこなって活力を殺ぐような程度にまではそれを要求できないであろう。従って中小会社にとって最も望ましい内部統制制度がどのようなものであるべきかについて、もっと真剣に検討されるべき時期にきている。中小会社に内部統制は不要ではないのである。」^⑤

正規の監査を実施する場合には試査の方式によるので、内部統制組織を確立することが必要である。小会社としてふさわしい内部統制組織を設定すべきである。「内部統制組織は正規の監査の前提であると同時に、企業の経営管理制度としても利用価値が高いので、小会社においても是非設定すべき仕組みである。内部統制組織の設定にはまた経営者の経営管理に関する自覚を促すことおよび従業員に対しても不正行為等に対する予防的効果すなわち事前統制としてはたらきを見過すことができない。内部統制組織が整備されていることはまた企業の対外信用を高めるにも寄与するであろう。」^⑥

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

注

- ① 若杉 明「小規模会社の会計制度をめぐる諸問題」 企業会計 1985年6月号 14ページ。
- ② 同 14ページ～15ページ。
- ③ 高田正淳「監査基準の拡充と商法監査」 会計ジャーナル 1986年7月号 8ページ。
- ④ 同 10ページ。
- ⑤ 中谷洋一「会計専門家の役割としての『指導』のもつブルドーザー効果」 企業会計 1986年11月号 31ページ。
- ⑥ 若杉 明「前換論文」 19ページ。

VI 会計指導について

中小会社について計算の公開が必要であるならば監査人としての第三者に公開の内容を保証させるための監査が必要である。「しかし、中小会社では一般的に監査の受入体制が十分でなく、監査コストを負担することがむずかしく、また中小会社の数に対応する監査専門家の数が著しく少ないこともある。監査を中小会社に拡大することには限度がある。したがって、監査に代わってなんらかの方法がとられる必要が生じ、試案はここに調査と指導の両案を提示することになったものと考えられる。^①」

「試案」では、中小会社の計算の適正化・明確化の為に、「会計調査人による会計調査」の制度が提案されているが、それと同時に、この「会計調査人の調査」に代えて、「会計専門家による指導」を採用している。

「試案」では次のように提案されている。

（会計専門家による指導）

5 会計専門家が会社の計算に関する指導をして、その指導の内容、指導の結果等を報告する制度をもって4の会計調査人の調査に代えることの可否については、商法上の制度として構成することが可能かどうかを含めて、なお検討する。（四の5）

「試案」は、この「会計専門家による指導」について、その採用の可否、商法の制度化の可能性に関する問題点、検討のポイントを(注)1～7まで次のような論点を掲げている。

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

- 1 例えば、指導の対象会社及び指導人の資格については、会計調査人による調査（4 a, b 及び d）と同一とする。
- 2 例えば、指導は、会社の会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が商法に即して作成されるよう指導し、その結果を報告することを目的とすることについては、（注）3 以下との関連において、なお検討する。
- 3 指導につき、例えば、会社の会計組織の整備状況、会社が採用した重要な会計方針、貸借対照表及び損益計算書の作成方法等について吟味を行い、改善を要する点について取締役に助言し是正を促すことを内容とした場合において、指導基準の確立、指導の過程における会計帳簿の記載の正確性の吟味の有無（吟味しないとすれば、そのような指導を法律上特に中規模の会社に限って強制することとする根拠は何か。また吟味するとすれば、会計調査による調査との差）等については、なお検討する。
- 4 指導人の注意義務及び責任（特に第三者に対するもの）がいかなるものであるかについては、指導人が指導すべき内容（（注）3 参照。特に商法33条1項・2項に従った処理をすべき旨の指導の有無等）、指導すべきことを指導しなかった場合の指導人の責任、指導に取締役が従わなかったときの責任関係、取締役が指導に従うことを担保するための方策、指導に従ったかどうかの検証の方法及び程度、指導人の指導責任と計算書類の不実記載に関する取締役の責任との関係（4 c（注）6 参照）、指導の内容及び結果の開示の方法、これを例えれば報告書に指導事項、指導の概要、指導結果（指導に従わなかったときはその旨）及び指導人の資格を記載し、その開示は監査報告書と同様に扱うこととした場合における利害関係人の判断資料としての意味内容、指導人の権限（例えば会計帳簿・書類の閲覧謄写をする権利及び会計に関する報告を求める権利（商法特例法22条2項）、会社の業務及び財産の状況の調査権（同条3項））等との関連において、なお検討する。
- 5 会計専門家による指導と監査役制度との関連（二2（注）2、四4 c（注）7 参照）については、なお検討する。
- 6 指導と二12 b の取締役の責任との関連については、なお検討する。
- 7 指導を過渡的又は選択的な制度として構成することの可否については、究極の制度又は選択の対象となる制度との関連で、なお検討する。

この「会計専門家による指導」は、商法監査問題研究会の報告書において、C案（経理指導案）として、会計学者側から提案されたものである。このC案（経理指導案）の内容について「報告書」は次のように述べている。

要するに、A案及びB案に共通する本質的な特徴は「第三者証明機能」の遂行にあると考えられ、かかる共通的な特徴があるために、B案の検討にあたり、その「第三者証明機能」の遂行及びその責任を重視すればするほどA案に限りなく近づいていく

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

ことになると考えられるが、B案は、このようなA案への接近の限度又は限界線を画するものとして、監査手続もしくは監査対象の限定を行い、又は専門家としての注意義務の観点からする「程度」の引き下げを行うことを提案している。

C案は、B案の難点を回避又は克服するために、全く観点を変えて、公認会計士又は税理士が、証明者としてではなく、会計専門家として会社の経理を「指導」し、その計算の明確化を図っていくという考え方方に立っている。

例えば、会社の会計組織（会計帳簿、経理規定、内部監査制度、内部牽制組織等）の整備状況、重要な会計方針（資産の評価方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法等）の採用、貸借対照表及び損益計算書の作成等について「指導」し、その「指導」した内容及び結果を取締役又は監査役に報告し、さらには計算書類と共にこれらを開示することを主な内容とする案であるが、経理処理の状況や内部統制組織の整備等が未だ低い水準にあるとみられる小企業については、性急に監査又は調査制度を強制適用するよりはむしろC案を実施することにより会社の経理水準そのものの向上を制度的に図るほうが現実的であり、また「指導」制度を通じて会社の経理不正に対する牽制的・抑止的効果も期待しうるのではないかと考えられる。

中小企業の計算書類の信頼性を長期的に確保する方法として指導の制度化が提案されている。「調査制度の持つ欠陥や問題点を避け、かつ中小会社の経理の適正化を少しでも改善するための現実的対応策として提案されたものである。計算書類の妥当性についての意見は一切述べずに、監査とは全く異質のものとして位置づけられていることに大きな特徴と誤解を与えない安全性を有している。このため、公開されるべき計算書類の適正性を担保するという意味での有用性には限界を有し、直接には役立たない。しかし、実際には全くそれを保証する能力がないのに、いかにも保証力がある如き誤解を生ぜしめる調査制度よりは明らかに制度としては優っていると考えられる。」

「調査」は、我国の中小会社の実態及び監査費用の軽減を考慮して考案されたものである。それは、監査手続を限定し、その程度に応じて、正規の監査の場合に比較して低位の証明を行い、計算書類の正確性や適法性を担保するものである。しかし、「『調査』の制度化には次のような諸問題が生じ、再び商法条文の形骸化とそれ以上に関係各方面に混乱が生ずることは明らかであろう。

「(1) 会社の規模の大中小に関係なく、同じ目的を遂行しようとする計算書類の作成と開示の全般に対し、監査手続をどの程度省略できるかについて画一化できないこ

と、また一部を省略することによる危険を防止しようとすれば、通常の監査と同じ結果に到達すること。

- (2) 全監査手続のなかから調査人の推定に基づいて適当に選択適用を行えば、低位の証明は無限に不確実性をはらむことになり、証明の意味がなくなり、その有意性が消失するおそれのあること。
- (3) なんらかの手段を用いて、ある程度の証明にとどめることができたとしても、簿外負債等の調査にみられるように、監査費用が軽減される保証はないこと。
- (4) 第三者証明であるかぎり、通常の監査の場合と同様又は中小会社の実態からみてそれ以上に、独立性が調査人に要求され（とくに税務会計の関与者と区別される調査人の選定が要求され）、それに応じる人材ならびにその独立性を確保するための監査制度が必要とされるが、現状では存しないこと。
- (5) 以上のことから、「調査」が現実に実施されるためには、制度化に際しての各種の条件が整備される必要があるが、もしそれがない場合には、①計算書類開示の調査による有意性は、それが生ずるどころか、むしろ調査が入ることによって利用者の過信を招くおそれがあり、ないに等しいものとなる、また②既存の調査の水準が低下し、その信頼性がそこなわれ、③過去30年有余、その改善に努力し、いまなお問題を有するといわれる監査制度および公認会計士制度を危機におとし入れるものであると考えられる。^③」

「指導」は、調査の欠点を避け、中小企業の実態を考慮して、会計専門家の能力と指導力を信頼し、監査的な証明を目的とせずに、計算書類の信頼性を確保するものである。

「指導」は監査と比較して、監査の受入体制に相当する企業内の会計制度やその運用を整備充実することを目的としている。「指導は監査を可能ならしめる会社の受入体制を整備することに貢献するから、監査の前提であり、監査のための基盤づくりをするという効果がある。^④」

指導の方法は、会社の会計組織の整備状況、会社が採用した重要な会計方針、貸借対照表および損益計算書の作成方法等について吟味を行い、改善を必要とする項目について取締役に助言し是正することであるが、その内容は、会計帳簿の記載についての吟味及び助言勧告が含まれる。

指導は、会社の会計組織の整備状況や経営コントロール・システムの整備状況の改善を指導する。したがって、「指導は監査ではなく（第三者性も必要では

わが国における会計監査制度のあり方（戸田）

なく、計算書類の適正性を担保するのでもない），本来は公正妥当な計算書類を作成することを義務づけられている取締役に対して、その作成が正しく行われるべき会計システムの指導をすることにより、将来又は次のステップとして正規の監査を受け得る態勢整備が実施されることを意味する。かくて最終目標として有限責任の会社については、すべて監査を受けることが可能となる。」^⑤

「指導」は、監査を受けることを可能にするための受入体制を整備することを目的としているので、監査の前提条件としての意味がある。「指導は、商法上の制度としては、将来、正規の監査を受けるための前提条件を整備することを狙いとして、監査実施不可能な状態からそれを受け入れることのできる状態に至る一定の規模の会社に対する恒久的な制度として確立することが望ましい。すでに指導が不要な程に会計組織と内部統制が確立されている会社は、定款により監査を受けることにし、自らの信用を高める途を設けるべきである。したがって指導は、正規の監査との対比においてのみ選択的な制度又は選択の対象となる制度ということができる。」^⑥

注

- ① 高田正淳「経理指導案と商法監査」 税経通信 1986年12月号 24ページ。
- ② 中谷洋一「商法改正試案監査問題への監査専門家としての視点」 会計ジャーナル 1986年9月号 50ページ。
- ③ 高田正淳「会計専門家による『会計指導』」 企業会計 1986年6月号 71ページ。
- ④ 高田正淳「指導の意味と内容」 日本監査研究学会「会報No.7」 61年度 85ページ。
- ⑤ 中谷洋一「前掲論文」 51ページ。
- ⑥ 日本監査研究学会・商法等改正試案検討委員会「『商法・有限会社法改正試案』に関する意見書」 日本監査研究学会「会報No.7」 61年度 152ページ。

VII おわりに

小規模会社の特長として、職務分掌の不完全、所有と経営の分離の不完全、専門的知識を有する人員の不足、などがあげられ、その結果、監査上の問題としては、内部統制システムの不備や会計記録の不完全が指摘される。そのため

め、小規模会社は、大会社に比較して粉飾不正や誤謬発生の可能性が相対的に高いことがあげられる。

「小規模会社であっても、計画により手続を進め、証拠を求め、意見を形成する一連の過程は大規模会社のそれと本質的にかわらない。会社の大小にかかわらず、監査の窮屈の目的は、資本主義経済の内部構造における自浄機能にある。経済社会内部の自浄機能ないし自律機能を求めるためには、構造的な監査の簡易化、あるいは監査手続や監査手続の対象の限定は考えられない。現在までの国際的な監査制度の歴史にかんがみても、いわゆる簡易監査や限定監査はあり得ないのである。それは、監査制度上、監査人の責任を相対的に限定する制度の構築が余りにも難かしいからでもある。^①」

いかなる監査制度を実施する場合でも、監査費用低廉化の要請は、被監査会社から主張される。その結果、公認会計士側は監査業務の合理化の努力を行なってきた。「現行財務諸表監査が試査で行われるのも、いわば時間的、経済的制約の下で効果的監査サービスを提供しなければならない監査人の実践的知恵の所産であろう。内部統制組織を被監査会社に期待し、これに依存する工夫によって監査業務を合理化したのである。^②」

我国の監査の現状や中小会社の実態を考慮した場合、適用可能な方法は「指導」である。「それは、公開と監査に関する経営者・利用者の意識の向上、会計専門家の意識・責任感の向上を伴い、職業人に対する監査系統の区別と明確化、コスト負担の少額化等の効果もあり、最も素直に情報の信頼性を高めることにもなる。商法監査の形骸化を防止し、監査の水準低下を招かないためにも、監査と区別されたこの方式を制度化することが望ましいと考えられる。^③」

注

- ① 川北博「実務家からみた小規模会社の監査の実態」 企業会計 1986年2月号 43ページ。
- ② 脇田良一「『会計調査人による調査』の検討」 会計ジャーナル 1986年9月号 27ページ。
- ③ 高田正淳「『調査』の問題点と計算書類の信頼性確保」 企業会計 1986年4月号 12ページ。

